

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

(平成 26 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分 (平成 26 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)) したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年3月31日

向日市長 久 嶋 務

平成26年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日

向日市長 久 嶋 務

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	22,905	22,906
	1 繰越金	1	22,905	22,906
補正されなかった款に係る額		596,381		596,381
歳入合計		596,382	22,905	619,287

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		588,038	22,753	610,791
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	588,038	22,753	610,791
3 諸支出金		2,502	152	2,654
	2 繰出金	1	152	153
補正されなかった款に係る額		5,842		5,842
歳出合計		596,382	22,905	619,287

平成 2 6 年度 向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

事 項 別 明 細 書

歳 入

(款) 5 繰越金

22,906

(項) 1 繰越金

22,906

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	22,905	22,906	1 繰越金	22,905	前年度繰越金 22,905
計	1	22,905	22,906			

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 610,791 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 610,791 (単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	588,038	22,753	610,791				22,753	19 負担金補助及び交付金	22,753	1 後期高齢者医療広域連合納付金 22,753 19 諸負担金 22,753
計	588,038	22,753	610,791				22,753			

(款) 3 諸支出金 2,654 (項) 2 繰出金 153

1 一般会計繰出金	1	152	153				152	28 繰出金	152	1 一般会計繰出金 152 28 繰出金 152
計	1	152	153				152			